



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル
代表者名 代表取締役社長 谷村 偉作
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 岩田 勉
(TEL 03-5733-8402)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の当社第55期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 27 条（社外取締役との責任限定契約）および第 37 条（社外監査役との責任限定契約）を規定しております。

今般、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第 27 条および第 37 条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第 27 条の変更を本株主総会に提出することについては、各監査役の同意を得ております。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外</u>取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第<u>2</u>項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (記載省略)</p> <p>(<u>社外</u>監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第<u>3</u>項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>